別表第一

道府県の補正指数に係る率等（第１条関係）

補正指数区分	率等	
	A	B
補正指数が0.20未満のもの	0.5330	0.2960
同上0.20以上0.30未満のもの	0.9819	0.2063
同上0.30以上0.40未満のもの	2.0346	−0.1093
同上0.40以上0.50未満のもの	3.2385	−0.5909
同上0.50以上0.60未満のもの	5.0227	−1.4830
同上0.60以上0.70未満のもの	6.9943	−2.6660
同上0.70以上0.80未満のもの	7.4154	−2.9609
同上0.80以上のもの	7.7331	−3.2148

別表第二

市町村の補正指数に係る率等（第１条関係）

補正指数区分	率等					
	指定都市		中核市・施行時特例市		その他	
	A	B	A	B	A	B
補正指数が0.10未満のもの	0.7643	0.4814	0.5158	0.1375	0.3183	0.1375
同上0.10以上0.20未満のもの	0.8085	0.4769	0.6941	0.1197	0.5860	0.1108
同上0.20以上0.30未満のもの	1.1332	0.4120	0.9996	0.0586	0.8404	0.0598
同上0.30以上0.40未満のもの	1.5601	0.2840	1.5345	−0.1019	1.3179	−0.0834
同上0.40以上0.50未満のもの	2.8524	−0.2330	2.5788	−0.5195	2.1711	−0.4247
同上0.50以上0.60未満のもの	4.0558	−0.8347	3.7758	−1.1181	3.2154	−0.9468
同上0.60以上0.70未満のもの	5.7430	−1.8471	6.0677	−2.4934	5.3673	−2.2380
同上0.70以上0.80未満のもの	7.4686	−3.0549	8.6721	−4.3163	8.3218	−4.3061
同上0.80以上0.90未満のもの	8.1755	−3.6204	9.0670	−4.6321	8.6976	−4.6066
同上0.90以上1.00未満のもの	8.5193	−3.9298	9.4486	−4.9759	9.1559	−5.0192
同上1.00以上のもの	8.5193	−3.9298	9.4486	−4.9759	9.1559	−5.0192

別表第一

道府県の補正指数に係る率等（第１条関係）

補正指数区分	率等	
	A	B
補正指数が0.20未満のもの	0.4825	0.3571
同上0.20以上0.30未満のもの	0.9650	0.2606
同上0.30以上0.40未満のもの	2.0265	−0.0579
同上0.40以上0.50未満のもの	3.1845	−0.5211
同上0.50以上0.60未満のもの	4.8443	−1.3510
同上0.60以上0.70未満のもの	6.5620	−2.3816
同上0.70以上のもの	6.6585	−2.4492

別表第二

市町村の補正指数に係る率等（第１条関係）

補正指数区分	率等					
	指定都市		中核市・施行時特例市		その他	
	A	B	A	B	A	B
補正指数が0.10未満のもの	0.7362	0.5810	0.5603	0.1660	0.3279	0.1660
同上0.10以上0.20未満のもの	0.7362	0.5810	0.7263	0.1494	0.6138	0.1374
同上0.20以上0.30未満のもの	1.0675	0.5148	1.0375	0.0872	0.8665	0.0868
同上0.30以上0.40未満のもの	1.4724	0.3933	1.5563	−0.0685	1.3359	−0.0540
同上0.40以上0.50未満のもの	2.7608	−0.1220	2.5730	−0.4752	2.1663	−0.3861
同上0.50以上0.60未満のもの	3.8651	−0.6742	3.6935	−1.0355	3.1411	−0.8736
同上0.60以上0.70未満のもの	5.3743	−1.5798	5.8100	−2.3054	5.1460	−2.0765
同上0.70以上0.80未満のもの	6.8099	−2.5847	8.0925	−3.9032	7.8020	−3.9357
同上0.80以上0.90未満のもの	7.1780	−2.8792	8.0925	−3.9032	7.8020	−3.9357
同上0.90以上1.00未満のもの	7.1780	−2.8791	8.0925	−3.9032	7.8850	−4.0104
同上1.00以上のもの	7.1780	−2.8791	8.0925	−3.9032	7.8850	−4.0105

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

第明治三十五種郵便物認可

発行所　独立行政法人国立印刷局　〒一〇八－八四一五　東京都港区虎ノ門二丁目三番一号　電話　03（3587）4294

定価　本号一部　一ヵ月二、六四一円（本体二、四〇〇円）　送料　別（配）